

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税並びに加算税の賦課決定取消請求事件
国側当事者・国(尾張瀬戸税務署長)
平成21年6月24日棄却・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	尾張瀬戸税務署長 劔持 敏幸
同指定代理人	川山 泰弘 竹内 寛和 上田 正勝 松田 清志 田中 朋子

- 主 文
- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。

- 事 実 及 び 理 由
- 第1 請求
- 1 処分行政庁が原告に対し平成19年6月27日付けでした平成16年分所得税の決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
 - 2 処分行政庁が原告に対し同日付けでした平成17年分所得税の決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
 - 3 処分行政庁が原告に対し同日付けでした平成18年分所得税の決定のうち株式等に係る譲渡所得等の金額609万6776円、納付すべき税額34万9800円を超える部分及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成16年分から平成18年分まで(以下、併せて「本件各年分」という。)の所得税の確定申告をしなかったところ、処分行政庁から株式等に係る譲渡所得等が存するとして平成19年6月27日付けで本件各年分に係る所得税の決定(以下「本件各決定」という。)及び無申告加算税の賦課決定(以下「本件各賦課決定」という。)を受けたことから、本件各決定(平成18年分の所得税に係る決定については一部について)及び本件各賦課決定の取消しを求める事案である。

1 前提事実(争いがないか、証拠上明らかである。)

- (1) 原告は、A株式会社(以下「A」という。)の従業員であった者であり、平成13年10月

29日時点で、Aの株式4万8000株（以下「本件株式」という。）を保有していた。

Aは、東京地方裁判所において、同日、破産宣告を受け、平成14年10月15日、破産終結の決定を受けた。Aの株式は、証券取引所に上場されておらず、また、気配相場等のある株式に該当しない、いわゆる取引相場のない株式である。

原告は、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間、B証券株式会社名古屋支店に設けた特定口座において、上場株式等の売買を行い、本件各年分の上場株式等に係る譲渡所得として、平成16年分1175万3172円、平成17年分142万3235円、平成18年分841万6689円がある（以下、これらの譲渡所得を併せて「本件各譲渡所得」という。）。

- (2) 原告は、本件各年分の所得税の確定申告をしていなかったところ、処分行政庁は、平成19年6月27日、原告に対し、本件各決定及び本件各賦課決定をした（金額につき、別表参照）。
- (3) 原告は、平成19年7月26日、処分行政庁に対し、本件株式が価値を失ったことによる損失を考慮すべきであるとして、本件各決定の全部取消しを求める旨の異議申立てをし、同年10月12日、平成18年分の所得税に係る決定に対する不服の範囲を株式等に係る譲渡所得等の金額841万6689円のうち231万9913円の部分（株式等に係る譲渡所得等の金額609万6776円を超える部分）に減縮した。なお、原告は、本件株式が価値を失ったことによる損失は、Aの平成13年3月31日現在の貸借対照表の資本合計7億7482万4602円を発行済株式総数240万株で除した値（1株当たり322.84円）に、本件株式の株式数4万8000株を乗じて算出した1549万6320円であると主張しており、同額を本件各譲渡所得（平成16年分の全部《1175万3172円》、平成17年分の全部《142万3235円》、平成18年分の一部《231万9913円》）から控除すべきであると主張した。

処分行政庁は、平成19年10月25日、本件異議申立てを棄却する旨の決定をした。

- (4) 原告は、平成19年11月14日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、同所長は、平成20年6月9日、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

2 被告が主張する税額の計算根拠

被告が主張する原告の本件各年分の納付すべき所得税額の計算根拠は、別紙のとおりである。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件各年分に係る所得税の計算において、本件株式が価値を失ったことによる損失を本件各譲渡所得から控除することができるか否かであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（被告の主張）

- (1) 原告は、本件株式が価値を失ったことによる損失を本件各譲渡所得から控除すべきであると主張する。

しかし、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるところ、仮に、原告が主張するとおり、Aが破産宣告を受けたことにより本件株式が価値を失ったとしても、そのことは、本件株式に係る権利関係が原告の支配を離れて他に移転することを何ら意味するものではないから、本件株式について譲渡の事実があることを前提として譲渡所得に係る損失が存在するということとはできない。

- (2) 仮に原告が主張するとおり、本件株式が価値を失ったことによる損失があったとしても、個人の有する株式が価値を失った場合の損失（いわゆる紙くず損）は、所得の処分に当たるという考え方から、通常税制上の損失として取り扱わないこととされており、当該損失を他の所得から控除する規定は存在しなかった。

平成17年度の税制改正により、特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等により価値を失ったことによる損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例（租税特別措置法37条の10の2）が創設されたが、同規定は本件株式が価値を失った後に創設されたものである上、特定口座で管理されていた株式に限って適用されるべきものであるから、特定口座での管理が予定されていない本件株式は、上記特例の適用対象となる株式に該当しない。

また、所得税法51条は、個人が所有する資産に被った財産的損失についての扱いを資産損失として定めているところ、所得を生む基因とならない生活用資産の損失については、必要経費を考える余地はないし、事業用資産とまではいえないが、所得を生んでいる各種資産の損失についても、不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失に限り必要経費に算入されるのであるから、やはり、本件株式が価値を失ったことによる損失を他の所得から控除することはできない。

さらに、所得税法に存在する損失の繰越控除規定の適用についても、本件株式が譲渡されていない以上、本件株式につき譲渡所得の計算において控除すべき損失は認められないのであるから、こうした規定の適用を論ずる余地はないし、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定（租税特別措置法37条の12の2）は、上場株式等に係る規定であるから、本件株式に適用されないことはいうまでもない。

- (3) 原告は、株式等に係る譲渡所得等の計算においては、他の所得と損益通算できないとされているが、所得を区分することなく、個人に係る所得全体で、損失と利益を計算すべきであり、法人で認められ自然人では認められないというのは、憲法11条及び14条でいう基本的人権及び法の下での平等を逸脱するものであると主張する。

しかしながら、人格の差異によりそれぞれ定められている所得税法と法人税法を同列に扱うことこそ不合理であり、所得税の計算に法人税法の規定を当てはめなければならない理由は全くなく、所得税法の規定が法人税法と異なることが違憲であると解する余地はない。

- (4) したがって、本件株式について、譲渡所得に係る損失は生じておらず、また、本件株式が価値を失ったことによる損失を他の所得から控除する規定も存在しないのであるから、本件各年分における株式等に係る譲渡所得金額から控除すべき金額は存在せず、本件各決定は適法なものというべきである。また、本件各賦課決定は、本件各決定により納付すべきこととなった所得税額を基に、国税通則法66条1項の規定に従って計算された適法なものである。

（原告の主張）

- (1) 原告は、本件株式を保有していたところ、Aが破産宣告を受けたことにより本件株式が価値を失い、損失を被ったことは明らかである。

一般に破産する会社は、破産する以前から資産より負債が上回る会社となっているのが常であるが、Aは、破産直前まで連続数十期の間、黒字会社であったから、本件株式は、Aが破産する前は十分に資産として評価できる株式であった。

- (2) 税法中には、上場会社の株式等が価値を失った場合において、その損失を株式の譲渡損失

とみなす特例があるが、本件株式についても価値を失ったことに伴う損失を譲渡損失とみなすべきであり、同じ現象ないし内容による価値の喪失を、一方では譲渡損失とみなし、他方では譲渡損失と認めないというのは、法の下での平等に欠けた不公平な行為である。

(3) 株式等に係る譲渡所得等の計算においては、他の所得と損益通算できないとされているが、所得を区分することなく、個人に係る所得全体で、損失と利益を計算すべきである。このような計算が法人では認められ自然人では認められないというのは、憲法11条及び14条という基本的人権及び法の下での平等を逸脱するものである。

(4) したがって、本件各年分の所得税の計算において、本件株式が価値を失ったことによる損失1549万6320円を本件各譲渡所得（平成16年分の全部《1175万3172円》、平成17年分の全部《142万3235円》、平成18年分の一部《231万9913円》）から控除すべきであり、これをしなかった本件各決定は違法であり、本件各決定により納付すべきこととなった所得税額を基に無申告加算税を賦課した本件各賦課決定も違法である。

第3 当裁判所の判断

1 本件株式が価値を失ったことによる損失を本件各譲渡所得から控除すべきか否かについて

(1) 所得税法33条1項は、譲渡所得とは資産の譲渡による所得をいうと規定し、同条3項は、譲渡所得の金額は、その年中の資産の譲渡による総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額並びに譲渡所得の特別控除額を控除した金額である旨定めている。

そして、株式等に係る譲渡所得等の課税について、租税特別措置法37条の10第1項（なお、同条については、Aが破産宣告を受けた当時から現在に至るまで数次の改正を経ているが、以下に説示する点においては、その内容に変わりがないので、改正注記は省略する。）は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が株式等を譲渡した場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、他の所得と区分して、その年中の株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課税する旨を定め、同条6項3号（平成17年法律第21号による改正前は、同条7項3号）は、株式等に係る譲渡所得の金額を、株式等の譲渡による総収入金額から、その所得の基因となった株式等の取得費及びその株式等の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその株式等を取得するために要した負債の利子の合計額を控除した残額の合計額と定めている。

また、同条1項後段は、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときにおいて、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす旨を定め、上記損失の金額について、株式等の譲渡による所得以外の他の所得からの控除や、翌年以降への繰越による控除を認めない扱いをしている。

したがって、本件各年分の所得税の計算において、本件各譲渡所得から控除することができるのは、各年中に生じた他の株式等に係る譲渡所得等において損失が生じた場合（他の株式等の譲渡による総収入金額から、その所得の基因となった株式等の取得費及びその株式等の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその株式等を取得するために要した負債の利子の合計額を控除した残額がマイナスとなる場合）に限られることとなる。

(2) ところで、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和●●年（○ ○）第● ●号同47年12月26日第

三小法廷判決・民集26巻10号2083頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁参照)。

このような譲渡所得に対する課税の趣旨に照らして考えると、Aが破産宣告を受けたことにより本件株式が価値を失ったとしても、そのことは、本件株式に係る権利関係が原告の支配を離れて他に移転することを意味するものではないから、本件株式について譲渡の事実があることを前提として譲渡所得に係る損失が存在するということはできないというべきである。

- (3) なお、Aが破産宣告を受けた後の平成17年度の税制改正により、特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算結了等により価値を失ったことによる損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例(租税特別措置法37条の10の2)が創設されたが、同規定は本件株式が価値を失った後に創設されたものである上、特定口座で管理されていた株式に限って適用されるべきものであるから、特定口座での管理が予定されていない本件株式は、上記特例の適用対象となる株式に該当しない。

また、資産損失による必要経費算入の規定(所得税法51条)の適用の可否についてみても、事業用資産の損失については、任意の取壊しも含めてその損失の原因を問わず、これを必要経費に算入すると規定する一方で(同条1項、2項)、所得を生む基因とならない生活用資産の損失については、必要経費を考える余地はなく、災害、盗難等やむを得ない事由による損失に限って一定の条件下で、それによる担税力の減退を考慮し、所得控除としての雑損控除を認めることとしているにすぎず(同法72条)、事業用資産とまではいえないが所得を生んでいる各種資産の損失については、無制限の控除は認めないが、その年にその資産から所得が生じている場合に、その限度で控除が認められることとし、具体的には、不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失の金額に限り、それぞれ、その損失を生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として、必要経費に算入することとしているにとどまるから(同法51条4項)、本件株式が価値を失ったことによる損失を、資産損失による必要経費として算入することもできない。

- (4) 原告は、株式等に係る譲渡所得等の計算においては、他の所得と損益通算できないとされているが、所得を区分することなく、個人に係る所得全体で、損失と利益を計算すべきであり、このような計算が法人では認められ自然人では認められないというのは、憲法11条及び14条でいう基本的人権及び法の下での平等を逸脱するものであると主張する。

法人税法における法人の所得が全体として各事業年度の益金の額から損金の額を控除して計算される(同法22条1項)のに対し、所得税法では、所得を10種類に分類して、これらの各所得ごとにその金額を計算し(同法21条1項1号)、これを基礎に課税標準である総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算することとされている(同項2号、同法22条)。こうした所得金額の計算方法の差異は、法人税法の適用対象となる法人の行う活動と、所得税の適用対象となる自然人の行う活動とが質的に異なり、自然人に生ずる所得については、各所得ごとに必要経費の控除の可否を考慮すべきであるという所得金額の計算技術上の要請、各所得の性質によって担税力に差がありそれぞれの担税力に応じた課税を実現するという要請などに基づくものと解される。原告の上記主張は、法人税法と所得税法における所得金額の計算方法に差異が設けられている趣旨を正解することなく、現行の制度を批判するものにすぎず、結局のところ、税制に関する立法政策の可否をいうことに帰するものであって、採用することはできない。

(5) したがって、本件各年分に係る所得税の計算において、本件株式が価値を失ったことによる損失を本件各譲渡所得から控除することはできないものというべきである。

2 結論

そうすると、原告の本件各年分の納付すべき所得税額は別紙のとおり計算されることになるから、本件各決定は適法なものと認められる。また、本件各賦課決定は、本件各決定により納付すべきこととなった所得税額を基に、国税通則法66条1項の規定に従ってされた適法なものと認められる。したがって、原告の請求はいずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 前田 郁勝

裁判官 杉浦 一輝

(別紙)

1 平成16年分

- (1) 株式等に係る譲渡所得等の金額 1175万3172円

上記金額は、総収入金額（原告が平成16年中に譲渡した株式等の譲渡対価の額の合計額）1390万円から、取得費及び譲渡費用の額（原告が平成16年中に譲渡した株式等の取得費及び譲渡費用の合計額）214万6828円を控除した額である。

- (2) 所得控除の額の合計額 53万6770円

上記金額は、社会保険料控除の額（原告が平成16年中に支払った国民年金保険料の額）15万6770円と基礎控除の額38万円の合計額である。

- (3) 課税される株式等に係る譲渡所得等の金額 1121万6000円

上記金額は、上記(1)の株式等に係る譲渡所得等の金額1175万3172円から、上記(2)の所得控除の額の合計額53万6770円を控除した後の金額（1000円未満切捨て）である。

- (4) 課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額 78万5120円

上記金額は、上記(3)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額1121万6000円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

- (5) 定率減税額 15万7024円

上記金額は、上記(4)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額78万5120円を基に、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。平成17年法律第21号による改正前のもの）6条の規定を適用して算出した金額である。

- (6) 納付すべき税額 62万8000円

上記金額は、上記(4)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額78万5120円から、上記(5)の定率減税額15万7024円を差し引いた後の金額（100円未満切捨て）である。

2 平成17年分

- (1) 株式等に係る譲渡所得等の金額 142万3235円

上記金額は、総収入金額（原告が平成17年中に譲渡した株式等の譲渡対価の額の合計額）1238万4000円から、取得費及び譲渡費用の額（原告が平成17年中に譲渡した株式等の取得費及び譲渡費用の合計額）1096万0765円を控除した額である。

- (2) 所得控除の額の合計額 54万0070円

上記金額は、社会保険料控除の額（原告が平成17年中に支払った国民年金保険料の額）16万0070円と基礎控除の額38万円の合計額である。

- (3) 課税される株式等に係る譲渡所得等の金額 88万3000円

上記金額は、上記(1)の株式等に係る譲渡所得等の金額142万3235円から、上記(2)の所得控除の額の合計額54万0070円を控除した後の金額（1000円未満切捨て）である。

- (4) 課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額 6万1810円

上記金額は、上記(3)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額88万3000円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

- (5) 定率減税額 1万2362円

上記金額は、上記(4)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額6万1810円を基に、負担軽減措置法（平成17年法律第21号による改正前のもの）6条の規定を適用して算出した金額である。

(6) 納付すべき税額 4万9400円

上記金額は、上記(4)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額6万1810円から、上記(5)の定率減税額1万2362円を差し引いた後の金額（100円未満切捨て）である。

3 平成18年分

(1) 株式等に係る譲渡所得等の金額 841万6689円

上記金額は、総収入金額（原告が平成18年中に譲渡した株式等の譲渡対価の額の合計額）957万円から、取得費及び譲渡費用の額（原告が平成18年中に譲渡した株式等の取得費及び譲渡費用の合計額）115万3311円を控除した額である。

(2) 所得控除の額の合計額 54万3370円

上記金額は、社会保険料控除の額（原告が平成18年中に支払った国民年金保険料の額）16万3370円と基礎控除の額38万円の合計額である。

(3) 課税される株式等に係る譲渡所得等の金額 787万3000円

上記金額は、上記(1)の株式等に係る譲渡所得等の金額841万6689円から上記(2)の所得控除の額の合計額54万3370円を控除した後の金額（1000円未満切捨て）である。

(4) 課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額 55万1110円

上記金額は、上記(3)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額787万3000円に租税特別措置法37条の11第1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(5) 定率減税額 5万5111円

上記金額は、上記(4)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額55万1110円を基に、負担軽減措置法（平成18年法律第10号による改正前のもの）6条の規定を適用して算出した金額である。

(6) 納付すべき税額 49万5900円

上記金額は、上記(4)の課税される株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額55万1110円から、上記(5)の定率減税額5万5111円を差し引いた後の金額（100円未満切捨て）である。

別表

課税の経緯

(単位：円)

区分		決定処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
日付		平成19年6月27日	平成19年7月26日	平成19年10月25日	平成19年11月14日	平成20年6月6日
平成 16 年 分	株式等に係る譲渡所得 等 の 金 額	11,753,172	全部 取消 し	棄 却	全部 取消 し	棄 却
	所得控除の額の合計額	536,770				
	課税される株式等に係 る譲渡所得等の金額	11,216,000				
	算 出 税 額	785,120				
	定 率 減 税 額	157,024				
	納 付 す べ き 税 額	628,000				
	無 申 告 加 算 税 の 額	93,000				
平成 17 年 分	株式等に係る譲渡所得 等 の 金 額	1,423,235	全部 取消 し	棄 却	全部 取消 し	棄 却
	所得控除の額の合計額	540,070				
	課税される株式等に係 る譲渡所得等の金額	883,000				
	算 出 税 額	61,810				
	定 率 減 税 額	12,362				
	納 付 す べ き 税 額	49,400				
	無 申 告 加 算 税 の 額	6,000				
平成 18 年 分	株式等に係る譲渡所得 等 の 金 額	8,416,689	6,096,776	棄 却	6,096,776	棄 却
	所得控除の額の合計額	543,370	543,370		543,370	
	課税される株式等に係 る譲渡所得等の金額	7,873,000	5,553,000		5,553,000	
	算 出 税 額	551,110	388,710		388,710	
	定 率 減 税 額	55,111	38,871		38,871	
	納 付 す べ き 税 額	495,900	349,800		349,800	
	無 申 告 加 算 税 の 額	73,500	51,000		51,000	